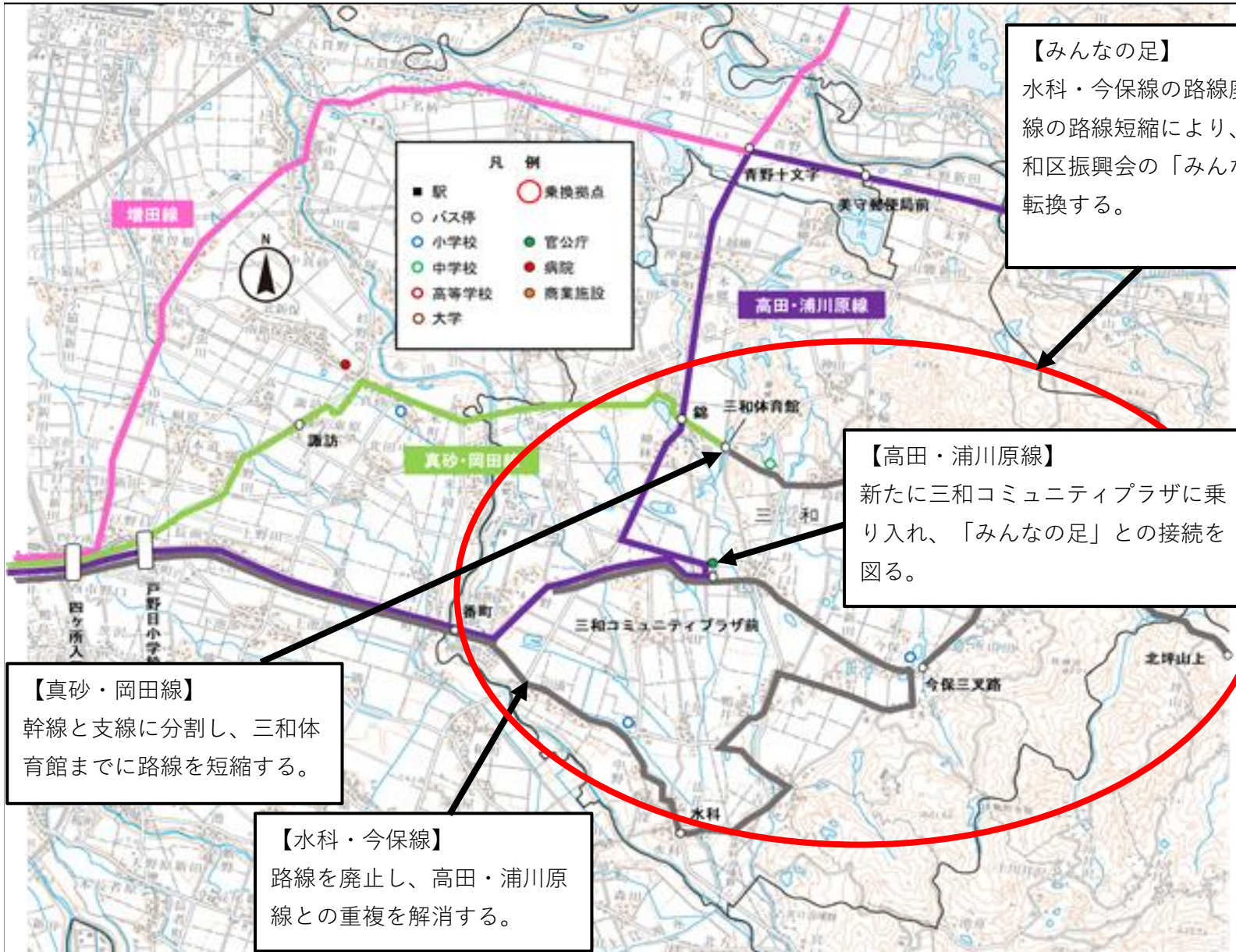


三和区 再編後路線図



【みんなの足】
 水科・今保線の路線廃止、真砂・岡田線の路線短縮により、区内の支線は三和区振興会の「みんなの足」へ運行を転換する。

【高田・浦川原線】
 新たに三和コミュニティプラザに乗り入れ、「みんなの足」との接続を図る。

【真砂・岡田線】
 幹線と支線に分割し、三和体育館までに路線を短縮する。

【水科・今保線】
 路線を廃止し、高田・浦川原線との重複を解消する。

高田・浦川原線 再編後時刻表

【変更内容】

- ・新たに三和区総合事務所前を経由することで、再編前のダイヤより、所要時間が延びるため、到着時間を変更する。
- ・水科・今保線の廃止に伴い、新たに高田駅前案内所発12：40、三和区総合事務所前発7：08、浦川原バスターミナル発13：40の便を設定し、通学等の利用を確保する。

停留所名	運 行 時 刻												
	高田駅前案内所→浦川原バスターミナル						浦川原バスターミナル→高田駅前						
	3分遅く	4分遅く	新設	4分遅く			新設	3分遅く	4分遅く		新設	4分遅く	
土日祝運休	元日運休	-	土日祝運休	-	元日運休	土日祝運休	元日運休	土日祝運休	元日運休	-	土日祝運休	-	
高田駅前	-	-	-	-	-	-	7:40	8:08	9:38	10:48	14:23	17:15	18:33
高田駅前案内所	7:05	9:10	12:40	15:30	16:30	18:00	-	-	-	-	-	-	-
本町5丁目	-	-	-	-	-	-	7:38	8:06	9:37	10:47	14:22	17:14	18:32
本町4丁目	7:06	9:11	12:41	15:31	16:31	18:01	-	-	-	-	-	-	-
本町3丁目	7:08	9:13	12:43	15:33	16:33	18:03	7:36	8:04	9:36	10:46	14:21	17:13	18:31
大手町	-	-	-	-	-	-	7:34	8:02	9:34	10:44	14:19	17:11	18:29
大手町十字路	7:11	9:16	12:46	15:36	16:36	18:06	-	-	-	-	-	-	-
西城病院前	7:12	9:17	12:47	15:37	16:37	18:07	7:32	8:00	9:33	10:43	14:18	17:10	18:28
西城町十字路	7:13	9:18	12:48	15:38	16:38	18:08	7:31	7:59	9:32	10:42	14:17	17:09	18:27
西城町1丁目	7:14	9:19	12:49	15:39	16:39	18:09	7:30	7:58	9:31	10:41	14:16	17:08	18:26
北城町	7:15	9:20	12:50	15:40	16:40	18:10	7:29	7:57	9:30	10:40	14:15	17:07	18:25
北城町1丁目	7:16	9:21	12:51	15:41	16:41	18:11	7:27	7:55	9:29	10:39	14:14	17:06	18:24
稲田2丁目	7:17	9:22	12:52	15:42	16:42	18:12	7:24	7:52	9:27	10:37	14:12	17:04	18:22
上越農協前	7:18	9:22	12:52	15:42	16:42	18:12	7:23	7:51	9:27	10:37	14:12	17:04	18:22
四ヶ所入口	7:19	9:23	12:53	15:43	16:43	18:13	7:21	7:49	9:26	10:36	14:11	17:03	18:21
戸野目入口	7:20	9:24	12:54	15:44	16:44	18:14	7:20	7:48	9:25	10:35	14:10	17:02	18:20
戸野目小学校前	7:20	9:24	12:54	15:44	16:44	18:14	7:19	7:48	9:25	10:35	14:10	17:02	18:20
長面	7:21	9:25	12:55	15:45	16:45	18:15	7:18	7:47	9:24	10:34	14:09	17:01	18:19
上野田	7:21	9:25	12:55	15:45	16:45	18:15	7:18	7:47	9:24	10:34	14:09	17:01	18:19
三王	7:22	9:26	12:56	15:46	16:46	18:16	7:17	7:46	9:23	10:33	14:08	17:00	18:18
四辻	7:25	9:29	12:59	15:49	16:49	18:19	7:14	7:43	9:20	10:30	14:05	16:57	18:15
番町	7:26	9:30	13:00	15:50	16:50	18:20	7:13	7:42	9:19	10:29	14:04	16:56	18:14
杉林入口	7:27	9:31	13:01	15:51	16:51	18:21	7:12	7:41	9:18	10:28	14:03	16:55	18:13
野村十字	7:28	9:32	13:02	15:52	16:52	18:22	7:11	7:40	9:17	10:27	14:02	16:54	18:12
中村	7:29	9:33	13:03	15:53	16:53	18:23	7:10	7:39	9:16	10:26	14:01	16:53	18:11
下田村入口	7:30	9:34	13:04	15:54	16:54	18:24	7:09	7:38	9:15	10:25	14:00	16:52	18:10
三和区総合事務所前	7:31	9:35	13:05	15:55	16:55	18:25	7:08	7:37	9:14	10:24	13:59	16:51	18:09
柳林	7:34	9:38	13:08	15:58	16:58	18:28	-	7:34	9:11	10:21	13:56	16:48	18:06
錦	7:35	9:39	13:09	15:59	16:59	18:29	-	7:33	9:10	10:20	13:55	16:47	18:05
本郷	7:38	9:42	13:12	16:02	17:02	18:32	-	7:30	9:07	10:17	13:52	16:44	18:02
沖柳	7:39	9:43	13:13	16:03	17:03	18:33	-	7:29	9:06	10:16	13:51	16:43	18:01
青野十字	7:41	9:45	13:15	16:05	17:05	18:35	-	7:27	9:04	10:14	13:49	16:41	17:59
青野	7:42	9:46	13:16	16:06	17:06	18:36	-	7:26	9:03	10:13	13:48	16:40	17:58
美守郵便局前	7:43	9:47	13:17	16:07	17:07	18:37	-	7:25	9:02	10:12	13:47	16:39	17:57
末野新田	7:43	9:47	13:17	16:07	17:07	18:37	-	7:25	9:02	10:12	13:47	16:39	17:57
神田入口	7:44	9:48	13:18	16:08	17:08	18:38	-	7:24	9:01	10:11	13:46	16:38	17:56
末野東	7:45	9:49	13:19	16:09	17:09	18:39	-	7:23	9:00	10:10	13:45	16:37	17:55
保倉川橋	7:45	9:49	13:19	16:09	17:09	18:39	-	7:23	9:00	10:10	13:45	16:37	17:55
飯室	7:46	9:49	13:19	16:09	17:09	18:39	-	7:22	9:00	10:10	13:45	16:37	17:55
山印内	7:47	9:50	13:20	16:10	17:10	18:40	-	7:21	8:59	10:09	13:44	16:36	17:54
印内	7:48	9:51	13:21	16:11	17:11	18:41	-	7:20	8:58	10:08	13:43	16:35	17:53
日向	7:49	9:52	13:22	16:12	17:12	18:42	-	7:19	8:57	10:07	13:42	16:34	17:52
浦川原体育館前	7:50	9:53	13:23	16:13	17:13	18:43	-	7:18	8:56	10:06	13:41	16:33	17:51
横川	7:50	9:53	13:23	16:13	17:13	18:43	-	7:18	8:56	10:06	13:41	16:33	17:51
浦川原小学校入口	7:51	9:54	13:24	16:14	17:14	18:44	-	7:17	8:55	10:05	13:40	16:32	17:50
うらがわら駅前	7:51	9:54	13:24	16:14	17:14	18:44	-	7:17	8:55	10:05	13:40	16:32	17:50
浦川原バスターミナル	7:52	9:54	13:24	16:14	17:14	18:44	-	7:16	8:55	10:05	13:40	16:32	17:50

真砂・岡田線 再編後時刻表

【主な変更内容】

- ・三和体育館発13：24の便について、稲田2丁目での富岡線との接続を考慮し、錦の通過時刻を13：33から13：25に変更する。

富岡線：稲田2丁目到着時刻	真砂・岡田線への接続				富岡線への接続			
	7:47	11:09	15:11	17:37	7:27	9:17	13:45	18:17
停留所名	運 行 時 刻							
	高田駅前案内所→三和体育館				三和体育館→高田駅前			
	変更なし				変更なし		8分早く	変更なし
	土日祝元運休	土日祝元運休	土日祝元運休	土日祝元運休	土日祝元運休	土日祝元運休	土日祝元運休	土日祝元運休
高田駅前	—	—	—	—	7:42	9:19	13:49	17:47
高田駅前案内所	7:47	12:20	16:05	17:55	—	—	—	—
本町5丁目	—	—	—	—	7:40	9:18	13:48	17:45
本町4丁目	7:48	12:21	16:06	17:56	—	—	—	—
本町3丁目	7:50	12:23	16:08	17:58	7:38	9:17	13:47	17:43
大手町	—	—	—	—	7:36	9:15	13:45	17:41
大手町十字路	7:53	12:26	16:11	18:01	—	—	—	—
西城病院前	7:54	12:27	16:12	18:02	7:34	9:14	13:44	17:39
西城町十字路	7:55	12:28	16:13	18:03	7:33	9:13	13:43	17:38
西城町1丁目	7:56	12:29	16:14	18:04	7:32	9:12	13:42	17:37
北城町	7:57	12:30	16:15	18:05	7:31	9:11	13:41	17:36
北城町1丁目	7:58	12:31	16:16	18:06	7:29	9:10	13:40	17:34
稲田2丁目	7:59	12:32	16:17	18:07	7:26	9:08	13:38	17:31
上越農協前	8:00	12:32	16:17	18:08	7:25	9:08	13:38	17:30
四ヶ所入口	8:01	12:33	16:18	18:09	7:23	9:07	13:37	17:28
戸野目入口	8:02	12:34	16:19	18:10	7:22	9:06	13:36	17:27
戸野目小学校前	8:03	12:35	16:20	18:11	7:21	9:05	13:35	17:26
下野田入口	8:05	12:37	16:22	18:13	7:19	9:03	13:33	17:24
下野田	8:06	12:37	16:22	18:14	7:18	9:03	13:33	17:23
諏訪	8:07	12:38	16:23	18:15	7:17	9:02	13:32	17:22
北田中入口	8:08	12:39	16:24	18:16	7:16	9:01	13:31	17:21
真砂寺前	8:09	12:40	16:25	18:17	7:15	9:00	13:30	17:20
諏訪局前	8:10	12:41	16:26	18:18	7:14	8:59	13:29	17:19
諏訪小学校前	8:10	12:41	16:26	18:18	7:14	8:59	13:29	17:19
米町	8:11	12:42	16:27	18:19	7:13	8:58	13:28	17:18
小橋	8:12	12:43	16:28	18:20	7:12	8:57	13:27	17:17
駒林入口	8:13	12:44	16:29	18:21	7:11	8:56	13:26	17:16
広田	8:14	12:45	16:30	18:22	7:10	8:55	13:25	17:15
錦	8:14	12:45	16:30	18:22	7:10	8:55	13:25	17:15
三和体育館	8:15	12:46	16:31	18:23	7:09	8:54	13:24	17:14

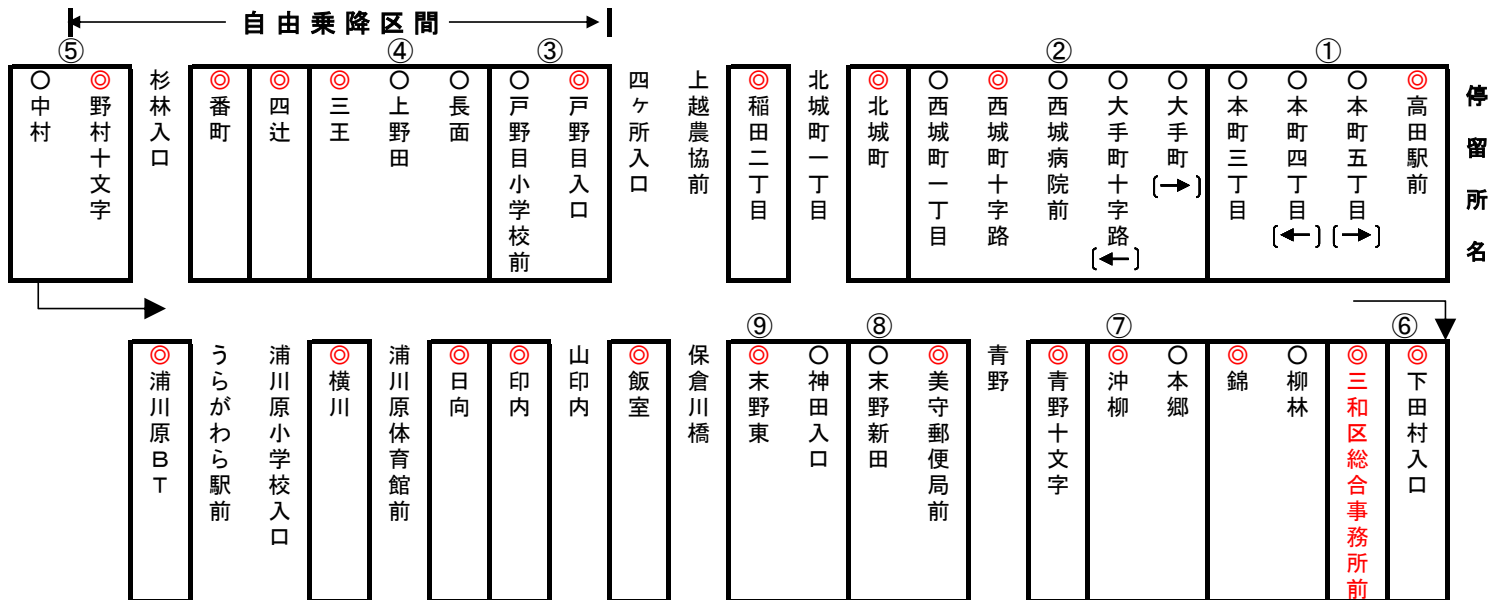
高田・浦川原線

令和2年10月1日改正案

高田駅前～番町～浦川原バスターミナル

																				① 高田駅前																					
																				② 西城町十字路	160																				
																				北城町	160	210																			
																				③ 稲田二丁目	160	180	260																		
																				④ 戸野目入口	160	210	250	320																	
																				三王	160	240	280	320	400																
																				四辻	160	260	320	360	400	460															
																				番町	160	200	280	340	390	430	480														
																				⑤ 杉林入口	160	160	260	330	390	440	470	540													
																				⑥ 野村十文字	160	160	160	260	330	390	440	470	540												
																				下田村入口	160	170	180	210	290	370	420	460	490	560											
																				三和区総合事務所	160	160	170	180	160	200	280	340	390	430	480										
																				⑦ 錦	160	160	160	250	250	280	350	420	470	510	540	580									
																				沖柳	160	280	280	280	340	340	350	420	490	540	570	600	640								
																				⑧ 青野十文字	160	240	320	320	380	380	400	470	530	570	610	640	700								
																				⑨ 美守郵便局前	160	210	310	390	390	440	440	450	510	580	620	650	690	750							
																				末野東	160	210	260	350	440	440	480	480	490	560	620	650	690	730	770						
																				飯室	160	210	280	310	400	480	480	530	530	540	600	650	690	740	760	800					
																				印内	160	200	260	320	370	440	510	510	510	560	560	580	630	690	730	760	780	840			
																				日向	160	170	240	280	350	400	470	540	540	540	590	590	590	650	720	750	780	800	870		
																				横川	160	160	210	270	330	380	430	490	580	580	580	600	600	620	670	740	770	800	830	890	
																				浦川原BT	160	180	220	270	320	370	440	470	540	600	600	600	650	650	660	730	770	800	840	870	930

自由乗降区間

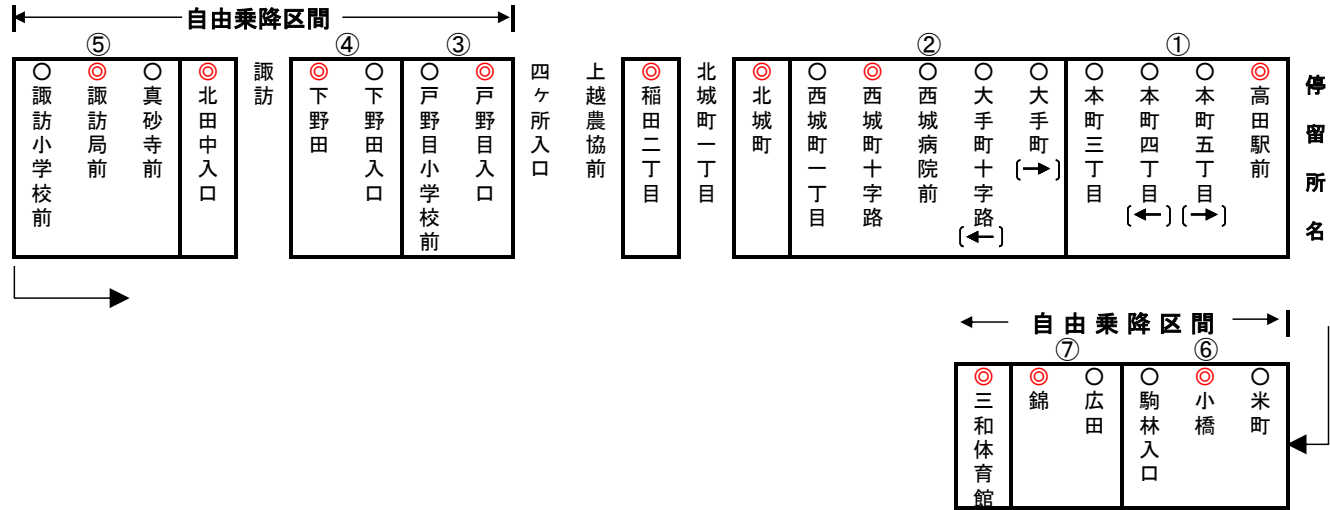


ま なご せん
真 砂 線

令和2年10月1日改正

高田駅前～真砂寺前～三和体育館

							①		
							②	高田駅前	
								西城町十字路	160
								北城町	160 210
						③		稲田二丁目	160 180 260
					④			戸野目入口	160 210 250 320
								下野田	160 240 290 330 400
				⑤				北田中入口	160 240 290 340 380 440
			⑥					諏訪局前	160 160 260 320 370 400 460
		⑦						小橋	160 200 250 340 380 440 460 530
								錦	160 250 280 330 420 470 510 540 580
								三和体育館	160 240 310 330 380 450 490 540 560 620



NPO 法人三和区振興会が運行する「みんなの足」の概要について

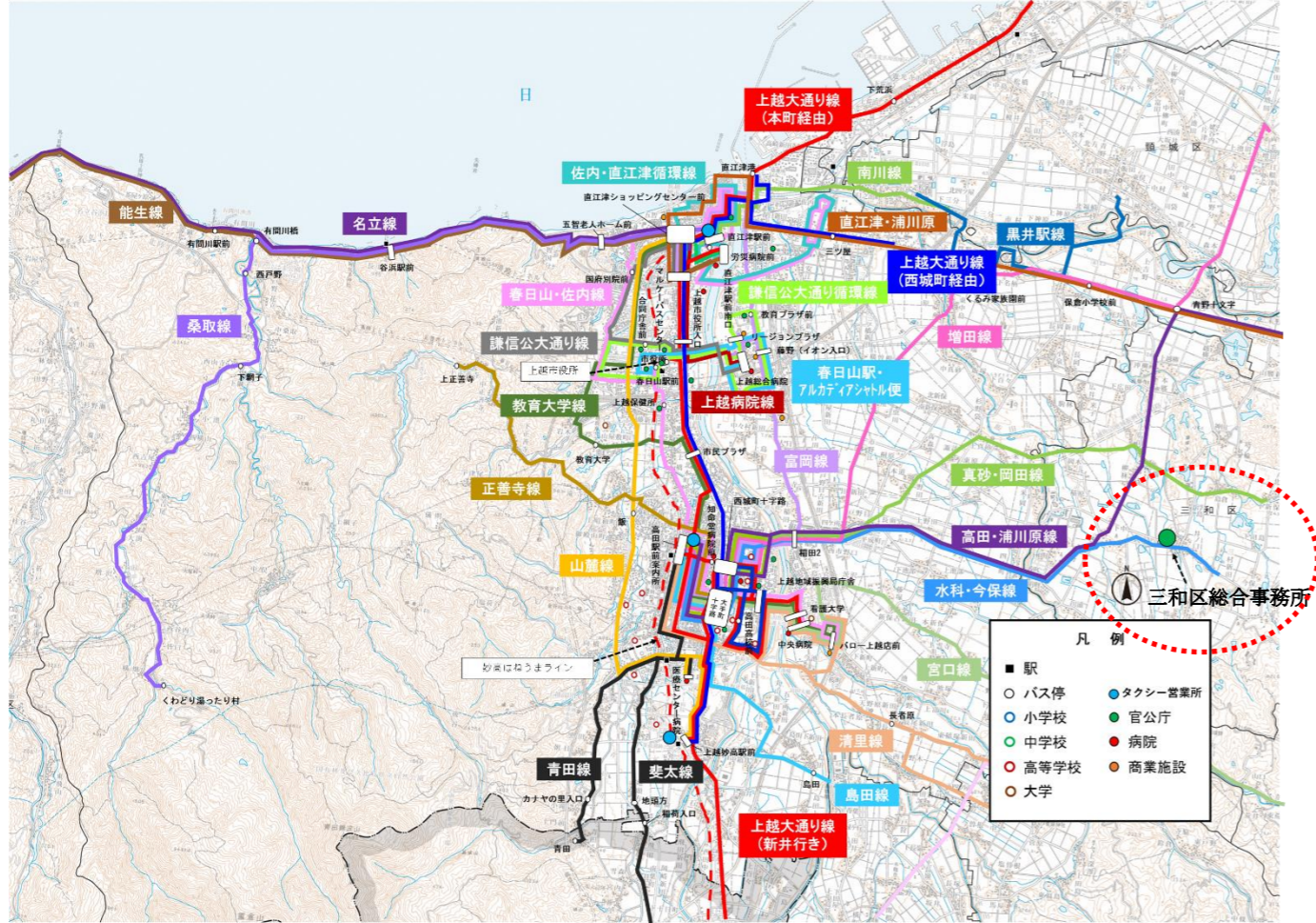
1 運行の趣旨

令和2年10月のバス路線の再編に伴い、三和区内の路線バスは三和コミュニティプラザ(三和区総合事務所)、三和体育館まで短縮する。このため、区内の支線区間について、現在、NPO 法人三和区振興会が許可・登録を要しないかたちで運行している「みんなの足」を、自家用有償旅客運送の登録を行い、区内の移動手段としての運行を担うもの。

2 三和区の概要

(1)位置

市役所から約13km離れた市の中央に位置しており、区民の多くが利用する医療機関、金融機関は区の西部にある。



本地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 令元北複、第9号)

本複製品を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

※P21に掲載の地図も同じ。

(2)人口等 (R2年6月30日時点)

人口の約35%が65歳以上であり、区内人口の高齢化が進んでいる。

世帯数	人口	65歳以上人口	75歳以上人口
1,874世帯	5,425人	1,923人	992人

3 三和区内の公共交通の状況

(1)公共交通等の状況

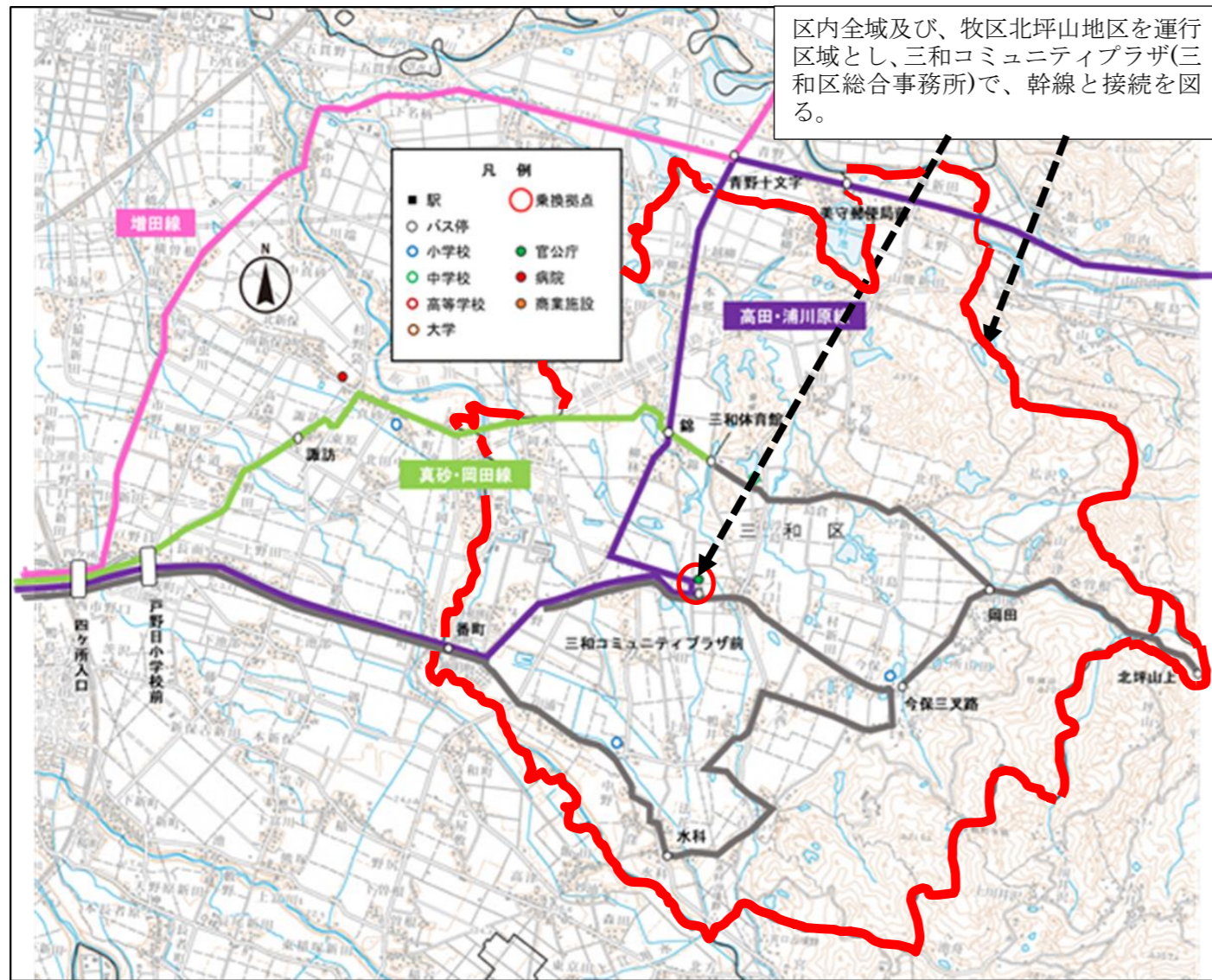
No.	区分	運行状況等
1	鉄道	運行地域外
2	バス	<ul style="list-style-type: none"> 番町、錦等区内の一部を「高田・浦川原線」が通過する。 「真砂・岡田線」、「水科・今保線」は主に区内の支線部を運行しているが、三和区総合事務所より先での利用が少ないことから、R2年10月のバス路線再編に伴い、「真砂・岡田線」は三和体育館までの路線短縮、「水科・今保線」は路線の廃止となる。
3	タクシー	運行地域に該当するが、付近に営業所がなく配車に時間を要することから気軽に利用できない。
4	みんなの足	許可・登録を要しない運送として、三和区内をドアツードアで運行している。多くが区内への通院時に利用している。 ※燃料代100円を徴収している。

4 運行計画

(1)内容

内容	
運行目的	路線バス廃止後(支線区間)の三和区住民の移動手段を確保する。
運行主体	NPO 法人三和区振興会
対象者	三和区内の三和区振興会会員、牧区北坪山住民及び幹線を利用して三和区内へ訪れる人 ※いずれの場合も、事前に登録された方を対象とする。
運行日	月曜から金曜日 ※土休日、年末年始は運休
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 予約があった便のみ運行する、デマンド方式とする。 予約は利用1か月前から前日17時までとする。
運行区域	三和コミュニティプラザ(三和区総合事務所内)を拠点とし、予約された方のもとへ向かい、区内の目的地へ届ける。 ※(2)運行区域に記載のとおり。なお、停留所の設置は行わない。
運行開始予定日	10/1(木)
便数	16便 ※実際の運行は8便程度を想定
片道運行時間	35分程度
1回当たり想定運行距離	16km
使用車両	8人乗り車両2台 運転手を除く定員7人
1便当たりの利用者見込み (R2.10~R3.3)	約1.4人 (年間利用者総数 1,322人 ÷ 予定運行日数 121日 ÷ 8便)
交通事業者との合意	第2次上越市総合公共交通計画に基づく運行であり、三和区内の再編計画は、計画策定時にバス事業者及びタクシー事業者に説明しており、「みんなの足」を自家用有償旅客運送に登録することについて、合意を得ている。

(2) 運行区域



(3) ダイヤ

便	コミプラ発	高田・浦川原線時刻		便	コミプラ発	高田・浦川原線時刻	
		高田方面	浦川原方面			高田方面	浦川原方面
①	6:20	7:08	-	⑨	13:10	13:59	13:05
②	6:55	7:31	7:37	⑩	14:00	-	-
③	7:35			⑪	14:50		
④	8:25	9:14	9:35	⑫	15:30	16:51	15:55
⑤	9:15			⑬	16:10		16:55
⑥	9:50	10:24	-	⑭	17:00	18:09	18:29
⑦	10:30			⑮	17:35		
⑧	11:20	-	-	⑯	18:30		

(4) 運賃

区分		運賃
一般	通常	100 円
	三和区外の人の利用	200 円
高校生	通常	50 円
	三和区外の人の利用	100 円

※利用者から事前に回数券を購入してもらい、運賃の支払は原則回数券で行う。

5 第2次上越市総合公共交通計画との整合

「第2次上越市総合公共交通計画」では、バス路線を廃止する地域や、タクシー以外の公共交通がない地域など、十分な需要が認められず、従来の公共交通の導入が困難な見通しにある地域においては、地域と連携し、各地で現在取り組まれている様々な輸送サービスを組み合わせながら、住民の移動手段を確保していくことが必要としている。また、これら地域の定期的な移動手段を確保する手法として、住民が主体となった互助による輸送が有効と考え、輸送の取組に対し、市が支援を行うこととしていることから、自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送)への登録や運行経費等の一部を補助し、支援していく。

互助による輸送の形態

項目	内容
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線を廃止する沿線地域 ・バス路線がない地域などで、一定の利用見込みがある地域 ※いずれの場合も、ハイヤー協会との事前協議・調整が必要
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・住民により設立・組織される団体等 ※小学校区や地域自治区程度の範囲で活動する団体を想定
運行形態	(ア)～(ウ)による、一定の頻度以上の定期的な運行とする。 (ア)一般乗合旅客自動車運送事業者への委託 (イ)公共交通空白地有償運送(自家用有償旅客運送) (ウ)ボランティア輸送(道路運送法の許可又は登録を要しない運送) ※一定水準の保険加入、地域の合意形成等を条件とする。

資料：第2次上越市総合公共交通計画 P33 図表 5-7

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年6月18日
令和2年 月 日 変更

（名称）上越市地域公共交通活性化協議会
（代表者名） 会 長 池田 浩

生活交通確保維持改善計画の名称
上越市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和3年度～令和5年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>上越市では、鉄道（えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン及び日本海ひすいライン、JR東日本信越本線、北越急行ほくほく線）のほか、当市と周辺自治体を、また、鉄道のない郊外エリアと市街地を結ぶ一部の幹線的バス系統を公共交通ネットワークの骨格に位置付け、その他の路線バス系統やコミュニティバス（市町村運営有償旅客運送）と接続させることで、効率性を考慮しながらも、使い勝手のよい階層的な公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、生活交通の維持・確保がなされるよう、既存の路線バス等について、地域の実情を踏まえた運行形態へと見直しを進めている。</p> <p>平成21年度以降、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むなど、路線バスの見直し・実証運行に取り組んできた。しかし、路線バスの利用者数は、近年、減少幅が若干鈍化傾向にあるものの、依然として減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、収支状況の悪化により行政負担が増加する中、路線バスの運行の効率化などにより、なんとか生活交通を維持している状況である。</p> <p>地域内フィーダー系統として計画に登載する、①安塚線（うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前）は、安塚区（旧東頸城郡安塚町）の中心部とほくほく線虫川大杉駅、浦川原区（旧東頸城郡浦川原村）の浦川原バスターミナルを結ぶ唯一の路線で、区域の住民はもとより、路線沿線に所在する県立高田高等学校安塚分校の生徒が通学に利用する日常生活に欠かすことのできない路線であるが、区域内の人口減少に加え、日常的な利用が期待される高校生の数も減少を続けており、平成23補助年度から県単補助基準を満たせない路線となり、収支状況が悪化している。</p> <p>②島田線（高田駅前～岡原～曾根田）は、板倉区（旧中頸城郡板倉町）の中心部と妙高はねうまラインの高田駅を結ぶ路線であり、高校生の通学、総合病院等への通院のほか、同区からの通勤に利用される生活路線であるため、土日を含めて一定の運行回数を維持する必要があるが、平成21補助年度からは県単補助基準を満たせなくなり、路線維持に要する負担が増大している。</p> <p>③佐内・直江津循環線（直江津駅前～労災病院前～佐内入口）は、直江津市街地を周遊し、佐内地区を結ぶ路線で、市街地を運行し、住宅地、商業施設、駅及び病院を循環することで、高齢者を中心とした生活交通の足を確保するとともに、佐内地区の住民の通院や買い物などを目的とした日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。</p> <p>④岡沢ルート（新井バスターミナル～中郷区総合事務所前～岡沢）は、中郷区（旧中頸城郡中郷村）と新井バスターミナルを結ぶ路線で、総合病院等への通院や買い物、中学生の通学などを主な目的としており、自家用車を持たない住民の日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。</p> <p>⑤月影・下保倉・末広ルート（1）（うらがわら駅～浦川原区中心部～谷）、⑥月影・下保</p>

倉・末広ルート（2）（月・水・木曜日にのみ運行）、⑦上柿野ルート（うらがわら駅～上柿野～うらがわら駅）、⑧小麦平ルート（うらがわら駅～小麦平～うらがわら駅）は、浦川原区（旧東頸城郡浦川原村）や大島区（旧東頸城郡大島村）の中山間地と浦川原バスターミナルやほくほく線うらがわら駅を結ぶ路線で、浦川原区の中心部や直江津など区外への通院や買い物を主な目的としており、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持する必要がある。

⑨真砂線（高田駅前～真砂寺前～三和体育館）は、真砂線と岡田線の一部を統合した路線であり、三和区（旧中頸城郡三和村）とえちごトキめき鉄道の高田駅を結んでいる。沿線住民の主な生活圏域は高田方面であり、高校生の通学を中心に、通院や買い物など自家用車を持たない人の日常生活を支える路線として維持する必要がある。

以上のことから、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、①～⑨の路線を維持し、住民の生活交通の手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

①安塚線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 60.5%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 53.8%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 47.0%

②島田線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 15.8%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 17.4%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 19.0%

③佐内・直江津循環線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 13.6%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 12.5%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 13.2%

④岡沢ルート：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 12.9%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 12.1%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 10.5%

⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移、aは再編前の実績

- a) H28.10～H29.9(12か月) 9.8%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 16.3%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 17.7%

⑨真砂線：前年度収支率より改善若しくは少なくとも維持する。

※参考：収支率の推移

- a) H28.10～H29.9(12か月) 22.9%
- b) H29.10～H30.9(12か月) 18.1%
- c) H30.10～R1.9(12か月) 19.1%

(2) 事業の効果

①安塚線

安塚線は当該地区と浦川原区を結ぶ唯一の公共交通（タクシーを除く）であり、本線を維持することにより、当該地区の住民はもとより沿線に所在する県立高田高等学校安塚分校へ通学する生徒の移動手段が確保される。また、本線をほくほく線「虫川大杉駅」、「うらがわら駅」及び当該区域内で運行する自家用有償旅客運送（スクールバスへの混乗方式）と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

②島田線

島田線を維持することにより、当該地区の住民の通勤・通学、高齢者を中心とした通院の足として、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、当該区域内の路線バスや高田地区の幹線バス系統及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

③佐内・直江津循環線

佐内・直江津循環線を維持することにより、佐内地区の高齢者を中心に通院や通勤、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線をえちごトキめき鉄道「直江津駅」及び幹線系統「上越大通り線」等と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

④岡沢ルート

岡沢ルートを維持することにより、中郷区を始めとする沿線の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、デマンド運行を導入することにより、効率的に乗合タクシーを運行し、高齢化が進む地域において、日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、中学生の通学時の移動手段にも対応することができる。さらに、本線を幹線系統「上越大通り線」、えちごトキめき鉄道「新井駅」及び「二本木駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート

3つのルートを維持することにより、浦川原区の高齢者を中心に日常生活に必要な移動手段が確保される。また、デマンド運行を導入することにより、効率的に乗合バスを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるようになり、高齢化が進む当該地区の住民の利便性が向上する。さらに、3線を幹線系統「直江津・浦川原線」及びほくほく線「うらがわら駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

⑨真砂線

真砂線を維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院の足として、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線を高田地区の幹線バス系統及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市民の移動ニーズに合わせて、バス・鉄道等の運行時間帯や本数など、ダイヤの見直しを行う。バスからバス、バスから鉄道への乗り継ぎに対応したダイヤの見直しを行う。（上越市地域公共交通活性化協議会、事業者、上越市）
- ・小中高校生夏休み特別運賃、70歳以上の高齢者や運転免許証返納者を対象とした市内路線バス乗り放題となる定期券、1日フリー乗車券の車内販売、施設と連携した割引サービスなどの実施。（事業者、各施設、上越市）

- ・鉄道・路線バス等の路線図や運行時刻、運賃、乗り方、企画切符などの情報をひとつにまとめた公共交通利用ガイドを作成し、市民へ配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通の利用啓発資料を作成し、バス案内所や学校、イベント等で配布することにより、市民や観光客へ周知。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通の利用が多い高校生や高齢者を対象とした企画切符の情報や、鉄道・バスの乗り方についての啓発資料を作成し、配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）
- ・公共交通に対する理解を深めるためのイベント（バスの日フェスタ）を毎年9月に開催。公共交通の利用を啓発、子どもたちを対象にバスの乗り方体験教室等を実施。（バス事業者）

（第2次上越市総合公共交通計画 P72～78 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
その他、以下のとおり。

1) 時刻表

- ・別紙「時刻表」のとおり

2) 運行予定期間

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ①安塚線 | 平成22年4月1日から（終期末定） |
| ②島田線 | 平成23年3月1日から（終期末定） |
| ③佐内・直江津循環線 | 平成24年4月1日から（終期末定） |
| ④岡沢ルート | 平成25年4月1日から（終期末定） |
| ⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート | 平成26年7月1日から（終期末定） |
| ⑨真砂線 | 平成27年4月1日から（終期末定） |

※実証・試験運行終了後の本格運行開始時期を記載

3) 運行事業者決定の経緯

以下の理由により運行事業者を次のとおり選定する。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ①安塚線 | 東頸バス(株) |
| ②島田線 | くびき野バス(株) |
| ③佐内・直江津循環線 | 頸城自動車(株) |
| ④岡沢ルート | アイエムタクシー(株) |
| ⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート | 東頸バス(株) |
| ⑨真砂線 | くびき野バス(株) |

[理由]

- ・実証運行以前から、当該エリアにおいて一般乗合旅客自動車運送事業を運営し、地域住民等の移動手段を確保してきたこと。
- ・当該エリアにおける乗合輸送の実施について、必要なノウハウや人材（大型二種自動車免許保有者等）を持ち、安全・安心の輸送サービスを提供できると見込まれること。
- ・①～③、⑨の各路線を運行する区域のほか、周辺地域で一般乗合旅客自動車運送事業を運営していることから、他地域の事業者が新規参入する場合と比較して、不採算や

<p>経営上の事情等を理由とする事業撤退が考えにくく、安定的に移動手段を確保できると見込まれるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④～⑧については、試験運行開始時に当協議会においてプロポーザル方式の業者選定を行い、利用者の利便性向上等の観点から、当該事業者を選定したため。 <p>4) 地域内フィーダー系統の補足資料 別紙「路線図」のとおり</p> <p>①安塚線 鉄軌道路線と「うらがわら駅」で接続</p> <p>②島田線 鉄軌道路線と「高田駅」で接続</p> <p>③佐内・直江津循環線 地域間幹線系統（上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜）と「直江津駅前」他で接続</p> <p>④岡沢ルート 地域間幹線系統（中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル）と「新井バスターミナル」で接続</p> <p>⑤⑥月影・下保倉・末広ルート、⑦上柿野ルート、⑧小麦平ルート 鉄軌道路線と「うらがわら駅」で接続</p> <p>⑨真砂線 鉄軌道路線と「高田駅」で接続</p> <p>※①、②、⑤～⑨の路線の地域は、過疎地域に指定されている。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>上越市から運行事業者への補助金については、運行経費から運送収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>東頸バス(株) くびき野バス(株) 頸城自動車(株) アイエムタクシー(株)</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置した上越市地域公共交通活性化協議会の開催状況と主な協議内容

会議開催日	主な協議内容
〈第1回〉 平成20年7月25日（金）	・設立における会則、各種規定及び予算等について
〈第2回〉 平成21年1月8日（木）	・上越市地域公共交通総合連携計画策定について
〈第3回〉 平成21年2月23日（月）	・上越市地域公共交通総合連携計画（素案）について
〈第4回〉 平成21年3月10日（火）	・上越市地域公共交通総合連携計画（案）について ・上越市地域公共交通活性化・再生総合事業計画認定申請について
〈第5回〉 平成21年4月30日（木）	・平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業の実施内容及びスケジュールについて ・実証運行業務及び評価検証業務の委託先について
〈第6回〉 平成21年8月26日（水）	・平成20年度事業報告 ・評価検証業務計画について
〈第7回〉 平成21年12月22日（水）	・利用実態調査及び利用者アンケート調査（積雪期）の実施について ・地域住民アンケートの実施について ・平成21年度計画事業に係る事後評価について
〈第8回〉 平成22年3月25日（木）	・平成21年度実証運行地区のアンケート調査結果について ・上越市地域公共交通活性化・再生総合事業計画の変更について ・平成22年度総合事業（計画事業）の概要について
〈第9回〉 平成22年5月28日（金）	・平成21年度事業報告 ・平成22年度実証運行計画（案）について
〈第10回〉 平成22年8月5日（木）	・評価検証業務実施計画（案）について ・スクールバス混乗への移行について
〈第11回〉 平成22年10月1日（金）	・アンケート及び利用実態調査実施計画について
〈第12回〉 平成22年12月21日（火）	・平成22年度総合事業に関する事後評価について ・平成23年度の実証運行等の予定について
〈第13回〉 平成23年2月22日（火）	・路線バス見直しについて ・地域公共交通活性化・再生総合事業の変更について
〈第14回（書面協議）〉 平成23年3月18日（金）～ 平成23年3月25日（金）	・実証運行・評価検証業務の結果について
〈第15回〉 平成23年6月6日（月）	・直江津地区コミュニティバス実証運行（素案）について ・春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行（素案）について ・総合評価・上越市バス交通ネットワーク検討業務について

（次頁につづく）

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈第16回(書面協議)〉 平成23年6月17日(金)～ 平成23年6月27日(月)	・上越市地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
〈第17回〉 平成23年8月5日(金)	・直江津地区コミュニティバス実証運行計画(案)について
〈第18回〉 平成23年10月20日(木)	・実証運行・試験運行評価検証業務の実施計画(案)について ・総合評価・上越市バス交通ネットワーク検討業務の実施計画(案)について
〈第19回〉 平成23年12月26日(月)	・総合評価・上越市バス交通ネットワーク計画(仮称)について
〈第20回(書面協議)〉 平成24年1月20日(金)～ 平成24年1月30日(月)	・上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価(最終年度)について ・安塚区における一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線バス運行の休止(休止の継続)について
〈第21回〉 平成24年2月27日(月)	・実証運行・試験運行評価検証業務の実施状況について ・上越市バス交通ネットワーク計画(仮称)について
〈第22回〉 平成24年3月26日(月)	・直江津地区コミュニティバス実証運行及び春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行評価検証業務の実績報告について ・上越市バス交通ネットワーク計画(案)について
〈平成24年度第1回〉 平成24年5月11日(金)	・平成23年度及び平成24年度地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)の事業評価について ・利用促進・周知広報業務について
〈平成24年度第2回(書面協議)〉 平成24年6月5日(火) ～ 平成24年6月12日(火)	・路線バス「正善寺線」の土日運行(試験運行)の実施について ・上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成24年度第3回〉 平成24年6月28日(木)	・平成25年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・中郷区における乗合タクシー(仮称)試験運行の運行計画(基本仕様)について
〈平成24年度第4回(書面協議)〉 平成24年7月19日(木)～ 平成24年7月25日(水)	・平成24年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画(案)について
〈平成24年度第5回〉 平成24年8月22日(水)	・中郷区における乗合タクシー試験運行に係る運行計画について ・謙信公大通り循環線の見直しについて
〈平成24年度第6回〉 平成24年12月18日(火)	・中郷区における乗合タクシー試験運行に係る評価検証業務の中間報告について ・春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行に係る評価検証業務の中間報告について

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 24 年度第 7 回〉 平成 25 年 1 月 30 日 (水)	<ul style="list-style-type: none">・中郷区と妙高市の一部における乗合タクシーの本格運行に係る運行計画について・平成 25 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について・安塚区における一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線バス運行の休止 (休止の継続) について
〈平成 24 年度第 8 回(書面協議)〉 平成 25 年 2 月 22 日 (金) ～ 平成 25 年 2 月 28 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・牧区における市町村運営有償旅客運送の運行経路等の見直しについて
〈平成 24 年度第 9 回〉 平成 25 年 3 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none">・中郷区における乗合タクシー試験運行に係る評価検証業務の報告について・春日山・関川東部地区コミュニティバス試験運行に係る評価検証業務の報告について・路線バス利用促進業務の実績報告について
〈平成 25 年度第 1 回〉 平成 25 年 5 月 15 日 (水)	<ul style="list-style-type: none">・三和区・浦川原区における乗合タクシー導入に向けた検討状況等について・平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について・利用促進・周知広報業務について
〈平成 25 年度第 2 回(書面協議)〉 平成 25 年 6 月 21 日 (金) ～ 平成 25 年 6 月 27 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
〈平成 25 年度第 3 回(書面協議)〉 平成 25 年 8 月 22 日 (木) ～ 平成 25 年 8 月 28 日 (水)	<ul style="list-style-type: none">・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 25 年度第 4 回〉 平成 25 年 9 月 27 日 (金)	<ul style="list-style-type: none">・浦川原区における乗合タクシー試験運行の運行計画 (基本仕様) について・試験運行を担う交通事業者の選定について・路線バス (直江津・浦川原線) の見直しについて
〈平成 25 年度第 5 回〉 平成 25 年 11 月 12 日 (火)	<ul style="list-style-type: none">・浦川原区における少量輸送システム試験運行に係る運行計画について・路線バス「横住線」「上柿野線」「小麦平線」「飯室線」の休止について・浦川原区における少量輸送システム試験運行に係る評価検証について
〈平成 25 年度第 6 回(書面協議)〉 平成 26 年 1 月 23 日 (木) ～ 平成 26 年 1 月 29 日 (水)	<ul style="list-style-type: none">・消費税率引き上げに伴う協議運賃路線の運賃改定について・路線バス (宮口線) の見直しについて

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 25 年度第 7 回〉 平成 26 年 2 月 25 日 (火)	・浦川原区における少量輸送システム試験運行について (期間延長) ・路線バス(黒岩線・水野線)の見直しについて ・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・安塚区における一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線バス運行の休止(休止の継続)について
〈平成 25 年度第 8 回(書面協議)〉 平成 26 年 3 月 20 日 (木) ～ 平成 26 年 3 月 26 日 (水)	・浦川原区における少量輸送システム試験運行の期間延長に係る予算措置について ・平成 25 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画の変更について
〈平成 26 年度第 1 回〉 平成 26 年 5 月 1 日 (木)	・平成 25 年度実施事業の報告について ・平成 25 年度決算報告について ・平成 26 年度事業計画(案)について ・平成 26 年度当初予算(案)について
〈平成 26 年度第 2 回〉 平成 26 年 6 月 2 日 (月)	・浦川原区における少量輸送システムの本格運行に係る運行計画について ・路線バス「横住線」の休止について ・平成 26 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 26 年度第 3 回(書面協議)〉 平成 26 年 6 月 12 日 (木) ～ 平成 26 年 6 月 18 日 (水)	・利用促進・周知広報業務について ・上越市地域協働推進事業計画の策定について ・平成 27 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について ・新潟空港直行ライナーの運行について
〈平成 26 年度第 4 回〉 平成 26 年 8 月 11 日 (月)	・浦川原区における少量輸送システム試験運行に係る評価検証業務の報告について ・自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・(仮称)次期総合公共交通計画について
〈平成 26 年度第 5 回〉 平成 26 年 9 月 30 日 (火)	・「バスの日フェスタ 2014」実施報告について ・(仮称)次期総合公共交通計画について
〈平成 26 年度第 6 回〉 平成 26 年 11 月 13 日 (木)	・(仮称)次期総合公共交通計画について ・路線バス(直江津・浦川原線)の労災病院への乗り入れについて ・平成 26 年度補正予算(案)について
〈平成 26 年度第 7 回〉 平成 26 年 12 月 25 日 (木)	・三和区内を運行する路線バス見直しの検討状況について ・(仮称)次期総合公共交通計画について ・上越市地域公共交通活性化協議会会則の改正について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について
〈平成 26 年度第 8 回〉 平成 27 年 1 月 19 日 (月)	・真砂線・岡田線・水科線の再編について ・牧区における市町村運営有償旅客運送の運行経路等の見直しについて

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 26 年度第 9 回(書面協議)〉 平成 27 年 2 月 4 日 (水) ～ 平成 27 年 2 月 10 日 (火)	・平成 26 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について
〈平成 26 年度第 10 回〉 平成 27 年 3 月 27 日 (金)	・平成 26 年度補正予算について ・上越市総合公共交通計画について ・平成 27 年度事業計画について ・平成 27 年度当初予算について ・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について
〈平成 26 年度第 11 回(書面協議)〉 平成 27 年 3 月 30 日 (月) ～ 平成 27 年 4 月 1 日 (水)	・新潟空港直行ライナーの運行に係る運賃の変更について
〈平成 27 年度第 1 回〉 平成 27 年 5 月 26 日 (火)	・平成 26 年度実施事業の報告について ・平成 26 年度決算報告について ・平成 28 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・平成 27 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について
〈平成 27 年度第 2 回〉 平成 27 年 8 月 27 日 (木)	・上越市地域公共交通再編実施計画の作成について ・真砂・岡田線、水科・今保線の本格運行について ・「バスの日フェスタ 2015」実施内容について
〈平成 27 年度第 3 回〉 平成 27 年 11 月 25 日 (水)	・「バスの日フェスタ 2015」実施報告について ・上越市地域公共交通再編実施計画案について
〈平成 27 年度第 4 回〉 平成 27 年 12 月 24 日 (木)	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・上越市地域公共交通再編実施計画案について
〈平成 27 年度第 5 回〉 平成 28 年 2 月 17 日 (水)	・上越市地域公共交通再編実施計画案について ・再編計画案に基づく路線バスの見直しについて ・今年度の利用促進について
〈平成 27 年度第 6 回〉 平成 28 年 3 月 29 日 (火)	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正案について ・平成 28 年度事業計画案について ・平成 28 年度当初予算案について
〈平成 28 年度第 1 回〉 平成 28 年 5 月 27 日 (金)	・平成 27 年度実施事業について ・平成 27 年度決算について ・平成 28 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について ・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 28 年度第 2 回〉 平成 28 年 7 月 5 日 (火)	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づくバス路線の再編について
〈平成 28 年度第 3 回(書面協議)〉 平成 28 年 9 月 14 日 (水) ～ 平成 28 年 9 月 20 日 (火)	・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 28 年度第 4 回〉 平成 28 年 12 月 20 日 (火)	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づくバス路線の再編について ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について
〈平成 28 年度第 5 回〉 平成 29 年 3 月 27 日 (月)	・平成 29 年度事業計画案について ・平成 29 年度当初予算案について ・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 29 年度第 1 回〉 平成 29 年 5 月 24 日 (水)	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・平成 28 年度決算について
〈平成 29 年度第 2 回(書面協議)〉 平成 29 年 6 月 29 日 (木) ～ 平成 29 年 7 月 5 日 (水)	・平成 29 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈平成 29 年度第 3 回〉 平成 29 年 7 月 31 日 (月)	・平成 30 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・自家用有償旅客運送の更新登録について
〈平成 29 年度第 4 回〉 平成 29 年 10 月 5 日 (木)	・平成 30 年度公共交通利用促進事業について ・平成 29 年度公共交通利用促進事業の進捗について
〈平成 29 年度第 5 回〉 平成 29 年 12 月 21 日 (木)	・地域公共交通確保改善事業費補助金に関する事業評価について
〈平成 29 年度第 6 回〉 平成 30 年 3 月 23 日 (金)	・平成 30 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について ・(仮称) 次期総合公共交通計画の策定について
〈平成 30 年度第 1 回〉 平成 30 年 6 月 20 日 (水)	・平成 30 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・平成 31 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈平成 30 年度第 2 回〉 平成 30 年 10 月 1 日 (月)	・次期上越市総合公共交通計画の策定について
〈平成 30 年度第 3 回〉 平成 30 年 11 月 28 日 (水)	・地域内公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (乗降調査の結果について報告)
〈平成 30 年度第 4 回〉 平成 31 年 3 月 22 日 (金)	・平成 31 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について ・平成 31 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (素案作成にむけた検討状況について)
〈令和元年度第 1 回〉 令和元年 5 月 27 日 (月)	・平成 30 年度決算について ・平成 31 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・令和 2 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (令和元年度の取組内容)
〈令和元年度第 2 回〉 令和元年 7 月 29 日 (月)	・消費税率引上げに伴う協議運賃路線の運賃改定について ・イベント時等に配布する公共交通啓発資料の作成について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (住民の移動に係る地域の取組に対する支援策)
〈令和元年度第 3 回〉 令和元年 9 月 30 日 (月)	・令和 2 年度以降の公共交通利用促進事業の方向性について ・路線バス (富岡線) の県立武道館への乗り入れについて ・降雪期前の通勤・通学者へ配布する公共交通啓発資料の作成について ・次期上越市総合公共交通計画の策定について (共助の取組、計画の構成、各地域の合意形成の経過報告)
〈令和元年度第 4 回〉 令和元年 12 月 25 日 (水)	・次期上越市総合公共交通計画の策定について (計画案について) ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・令和 2 年 4 月に行うバス路線の再編について ・高校等新入生を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・公共交通総合時刻表の作成について ・新潟空港直行ライナーの廃止について
〈令和元年度第 5 回 (書面協議) 〉 令和 2 年 2 月 7 日 (金) ～ 令和 2 年 2 月 14 日 (金)	・令和 2 年 4 月に行うバス路線の再編について

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

会議開催日	主な協議内容
〈令和元年度第6回(書面協議)〉 令和2年3月16日(月) ～ 令和2年3月23日(月)	・第2次上越市総合公共交通計画の策定について(パブリックコメントの結果等について) ・令和2年度事業計画(案)及び当初予算(案)について ・自家用有償旅客運送における学生定期乗車券の導入について
〈令和2年度第1回(書面協議)〉 令和2年4月20日(月) ～ 令和2年4月24日(金)	・「とよば」停留所の移設について ・自家用有償旅客運送における市営バス学生定期乗車券の適用方法の変更について
〈令和2年度第2回〉 令和2年6月18日(木)	・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について ・令和元年度決算及び監査報告について ・路線バス(直江津・浦川原線)の実証実験等について ・令和3年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について
〈令和2年度第3回〉 令和2年7月31日(金)	・令和2年10月に行うバス路線の再編について ・自家用有償旅客運送の更新登録について

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・本格運行に先駆けて実施した実証・試験運行計画の作成に際し、地域の町内会長や団体、学校関係者、利用者、バス及びタクシー事業者からなる懇話会で、運行計画の説明や意見聴取を行った。
- ・実証・試験運行に合わせて実施した評価・検証業務において、利用者アンケート及び地域住民アンケートを実施したほか、バスに乗り込み利用者に対するヒアリングを行った。
- ・第2次上越市総合公共交通計画の策定(令和2年3月)に際し、懇話会において、バス路線再編の基本的な考え方や再編案について審議し、地域の意見を取りまとめた。また、意見交換や乗降調査・戸別訪問等により、住民・利用者等の意見を聞き取り、需要や再編による影響について取りまとめた。
- ・下記19に記載の構成員からなる上越市地域公共交通活性化協議会において、各路線の運行・再編等について協議を行い、意見を反映して本計画を作成している。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県上越地域振興局企画振興部長
関係市区町村	上越市企画政策部長、妙高市環境生活課長
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道(株)代表者、北越急行(株)代表者、えちごトキめき鉄道(株)代表者、頸城自動車(株)代表者、上越市ハイヤー協会代表者、国土交通省高田河川国道事務所副所長、新潟県上越地域振興局地域整備部長、上越市都市整備部長、新潟県警察上越警察署長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局担当者
その他協議会が必要と認める者	上越市福祉有償運送運営協議会代表者、市民又は利用者、くびき労働組合書記長、国立大学法人上越教育大学教授、上越市老連連絡協議会代表者、上越地区高等学校長会代表者、特定非営利活動法人三和区振興会代表者、上越市商工会連絡協議会代表者、社会福祉法人上越市社会福祉協議会代表者、国土交通省北陸信越運輸局交通企画課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上越市木田1丁目1番3号
(所 属)	上越市地域公共交通活性化協議会 事務局 上越市企画政策部 交通政策課
(氏 名)	大熊 明子
(電 話)	025-545-9207 (直通)
(e-mail)	kotsu@city.joetsu.lg.jp

上交第 号
令和2年 月 日

新潟県知事様

名称 上越市
住所 新潟県上越市木田1丁目1番3号
代表者の氏名 上越市長 村山 秀幸

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 上越市
住所 新潟県上越市木田1丁目1番3号
代表者の氏名 上越市長 村山 秀幸

2. 登録番号

北新市交第9号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送・市町村福祉輸送の別）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起点	主たる経過地	終点	キロ程
1	農協前	高谷	農協前	21.5
2	牧中学校	平山	コミュニティプラザ	21.8
3	牧中学校	南坪山	コミュニティプラザ	22.1
4	藤尾	ほくほく大島駅	大島診療所前	16.2
5	菖蒲高原線入口	ほくほく大島駅	総合事務所前	16.0
6	海洋センター前	大池いこいの森駅	海洋センター前	19.5
7	伏野	須川	安塚小学校前	16.0
8	上船	本郷	安塚小学校南	10.9
9	細野上	安塚小学校西	本郷	8.3
10	行野公民館	本郷	安塚小学校南(西)	6.6
11	田舎屋前	芹田	安塚小学校南	7.8
12	安塚小学校南	板尾	保健センター前	5.0
13	うみてらす名立前	宝田小学校前	東飛山	13.8

(2) 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
牧区総合事務所	新潟県上越市牧区柳島 522 番地
大島区総合事務所	新潟県上越市大島区岡 3320 番地 3
頸城区総合事務所	新潟県上越市頸城区百間町 636 番地
安塚区総合事務所	新潟県上越市安塚区安塚 722 番地 3
名立区総合事務所	新潟県上越市名立区名立大町 365 番地 1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
		バス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
牧区 総合事 務所	保有	4	1 ()	5 ()	/	/	/	/	/	/	5 ()
	持込		※ ()	()	/	/	/	/	/	/	()
	合計	4	1 ()	5 ()	/	/	/	/	/	/	5 ()
大島区 総合事 務所	保有	3	1 ()	4 ()	/	/	/	/	/	/	4 ()
	持込		※ ()	()	/	/	/	/	/	/	()
	合計	3	1 ()	4 ()	/	/	/	/	/	/	4 ()
頸城区 総合事 務所	保有	4	()	4 ()	/	/	/	/	/	/	4 ()
	持込		※ 2 ()	2 ()	/	/	/	/	/	/	2 ()
	合計	6	()	6 ()	/	/	/	/	/	/	6 ()
安塚区 総合事 務所	保有	9	1 ()	10 ()	/	/	/	/	/	/	10 ()
	持込		※ 1 ()	1 ()	/	/	/	/	/	/	1 ()
	合計	9	2 ()	11 ()	/	/	/	/	/	/	11 ()

事務所の 名称	保有 区分	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
		バ ス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
名立区 総合事 務所	保有	5	2 ()	7 ()	/	/	/	/	/	/	7 ()
	持込		※ ()	()	/	/	/	/	/	/	()
	合計	5	2 ()	7 ()	/	/	/	/	/	/	7 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	上越市	
福祉 輸送	/	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	/	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	/	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	/	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議(又は協議会)において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- ~~(8) 運送しようとする旅客の名簿(市町村福祉輸送を行う場合に限る。)~~
- (9) 登録証

旅客から収受する対価の額

種 類		輸送の区域	対価の額	適用方法
普通旅客運賃	均一制		大人 200 円 (12 歳以上の者。但し 12 歳でも小学生は小児扱い) 小児 100 円 (6 歳以上 12 歳未満の者。但し、6 歳でも小学校に入学するまで無賃) 未就学児は無賃	1. 片道 1 回乗車に適用 2. 輸送区域内の小学校児童及び中学校生徒は、登下校時に限りスクールバス通学証の提示により無賃とする 3. 実施日 平成 28 年 4 月 1 日から
定期旅客運賃	市営バス学生定期乗車券	安塚区 大島区 牧区 頸城区 名立区	大人 (12 歳以上の者。但し 12 歳でも小学生は小児扱い) 1 か月定期券 普通旅客運賃の額に 60 を乗じて得た額からその 3 割 6 分を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 往復定期 7,680 円 片道定期 3,840 円 3 か月定期券 1 か月定期券による定期旅客運賃の額に 3 を乗じて得た額からその 5 分を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 往復定期 21,890 円 片道定期 10,950 円 6 か月定期券 1 か月定期券による定期旅客運賃の額に 6 を乗じて得た額からその 1 割を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 往復定期 41,470 円 片道定期 20,740 円 小児 (6 歳以上 12 歳未満の者。但し、6 歳でも小学校に入学するまで無賃) 大人運賃の額からその 5 割を割り引いた額 (10 円未満の数字は四捨五入) 1 か月券 往復定期 3,840 円 片道定期 1,920 円 3 か月券 往復定期 10,950 円 片道定期 5,480 円 6 か月券 往復定期 20,740 円 片道定期 10,370 円 (片道定期券は、往復定期券の額からその 5 割を割り引いた額であり、割り引いて得た額に 10 円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する)	1. 対象者 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条に規定する各種学校並びに国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 23 条に規定する小学校及び中学校並びに上越市立学校条例 (昭和 46 年上越市条例第 29 号) 第 1 条に規定する上越市立小学校及び上越市立中学校の通学者とする 2. 実施日 令和 2 年 4 月 24 日から 3. 適用路線 上越市自家用有償旅客運送の全路線 4. 有効期間 【1 か月定期券】1 か月定期券の利用を開始する日から 1 か月 【3 か月定期券】3 か月定期券の利用を開始する日から 3 か月 【6 か月定期券】6 か月定期券の利用を開始する日から 6 か月 5. 学生定期券は、乗車回数を限定しない
	市営バス東飛山線サポーター乗車券	名立区	1 世帯 2,000 円	1. 対象者 市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した世帯員全員 (市営バス東飛山線サポーター乗車券に記載されている世帯員) 2. 実施日 令和 2 年 4 月 1 日から 3. 適用路線 東飛山線 4. 有効期間 市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した日から当該年度末までの土休日 5. 市営バス東飛山線サポーター乗車券は、乗車回数を限定しない

種 類	輸送の区域	対価の額	適用方法																								
旅客運賃の割引	身体障害者割引 知的障害者割引 精神障害者割引 児童福祉法適用者割引	<p>普通旅客運賃及び定期旅客運賃の5割引</p> <p>普通旅客運賃 大人 100円 小児 50円 未就学児は無賃</p> <p>定期旅客運賃（市営バス学生定期乗車券）</p> <table border="0"> <tr> <td>大人</td> <td>1か月定期券</td> <td>往復定期 3,840円</td> <td>片道定期 1,920円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月定期券</td> <td>往復定期 10,950円</td> <td>片道定期 5,480円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6か月定期券</td> <td>往復定期 20,740円</td> <td>片道定期 10,370円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>1か月定期券</td> <td>往復定期 1,920円</td> <td>片道定期 960円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3か月定期券</td> <td>往復定期 5,480円</td> <td>片道定期 2,740円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6か月定期券</td> <td>往復定期 10,370円</td> <td>片道定期 5,190円</td> </tr> </table> <p>（大人は、12歳以上の者。但し12歳でも小学生は小児扱い） （小児は、6歳以上12歳未満の者。但し、6歳でも小学校に入学するまで無賃） （割り引いて得た額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する）</p>	大人	1か月定期券	往復定期 3,840円	片道定期 1,920円		3か月定期券	往復定期 10,950円	片道定期 5,480円		6か月定期券	往復定期 20,740円	片道定期 10,370円	小児	1か月定期券	往復定期 1,920円	片道定期 960円		3か月定期券	往復定期 5,480円	片道定期 2,740円		6か月定期券	往復定期 10,370円	片道定期 5,190円	<p>1. 対象者 次の各号のいずれかに該当する者が手帳等を提示又は提出する場合</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 都道府県知事が発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する施設の長が発行する運賃割引証を提出する者</p> <p>(5) 上記(1)～(4)の対象者の介護人又は付添人</p> <p>2. 実施日 令和2年4月1日から</p>
	大人	1か月定期券	往復定期 3,840円	片道定期 1,920円																							
		3か月定期券	往復定期 10,950円	片道定期 5,480円																							
	6か月定期券	往復定期 20,740円	片道定期 10,370円																								
小児	1か月定期券	往復定期 1,920円	片道定期 960円																								
	3か月定期券	往復定期 5,480円	片道定期 2,740円																								
	6か月定期券	往復定期 10,370円	片道定期 5,190円																								
市長が必要と認めるもの		<p>普通旅客運賃に割引率を乗じた額 （割引率は市長が別途定める）</p>	<p>1. 需要を喚起するなど市長が必要と認める場合</p> <p>2. 実施日 平成28年4月1日から</p>																								
乗継割引	頸城区	<p>実施運賃から 大人 100円引（中学生以上の者） 小児 50円引（小学生以下の者）</p>	<p>1. 対象者 バス乗継割引券の発行日当日に当該割引券を提出された者</p> <p>2. 実施日 平成23年4月1日から</p> <p>3. 適用路線 大池線</p> <p>4. 適用範囲 南川線と大池線の乗継</p>																								

令和 年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議（又は協議会）を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
2. 地域公共交通会議（又は協議会）の名称及び対象市町村
（名 称）上越市地域公共交通活性化協議会
（対象市町村）上越市
3. 地域公共交通会議（又は協議会）にて合意に至った年月日
令和 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
（名 称）上越市
（住 所）新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
（代表者の氏名）上越市長 村山 秀幸
5. 合意の内容
（1）路線又は運送の区域
路 線 名 高谷線、平山線、坪山線、旭線、菖蒲線、大池線、須川・伏野線、船倉線、坊金線、行野線、朴の木線、袖山線、東飛山線
6. その他特記事項
なし

令和 年 月 日
上越市地域公共交通活性化協議会 会長 池田 浩

【鉄道事業者の問合せ先】

- JR 東日本お問い合わせセンター
電話：050-2016-1600
(午前6時～翌日午前0時)
- 北越急行 十日町駅
電話：025-752-0770
(午前5時30分～午後9時45分)
- えちごトキめき鉄道本社
電話：025-546-5520
(平日：午前8時30分～午後5時30分)

【タクシー事業者の問合せ先】

- 新井タクシー
(関山ルート) 電話：0120-222-825
- アイエムタクシー
(岡沢ルート) 電話：0800-800-5579
(タクシー配車) 電話：025-523-3188
- 頸城ハイヤー
(高田営業所) 電話：025-524-2525
(直江津営業所) 電話：025-543-3488
(柿崎出張所) 電話：025-536-2218
- 直江津タクシー
(本社営業所) 電話：025-543-4545
(大潟営業所) 電話：025-543-3939
- 高田合同タクシー
電話：025-524-5050
- 浦川原タクシー
電話：025-599-2311

【マイ時刻表の掲載路線の運行事業者】

- 春日山・佐内線 } (頸城自動車)
□謙信公大通り循環線 }

【バス事業者の問合せ先】

- 頸城自動車バス営業所
電話：025-543-3178
(午前5時～午後7時)
- くびき野バス
電話：025-525-2771
(平日：午前6時～午後8時)
(土日祝：午前6時～午後7時30分)
- 頸北観光バス
電話：025-536-2219
(平日：午前5時30分～午後8時)
(土日祝：午前6時30分～午後6時)
- 頸南バス
電話：0255-72-3139
(平日：午前6時～午後8時)
(土日祝：午前6時30分～午後7時)
- 東頸バス
電話：025-599-2312
(平日：午前6時～午後6時30分)
(土日祝：午前7時～午後6時30分)

〇〇 〇〇様の「マイ時刻表」

行き	春日山団地 ↓ 春日山荘／上越総合病院
帰り	春日山荘／上越総合病院 ↓ 春日山団地



【注意事項】

- ・このマイ時刻表は、令和2年4月1日現在の情報を掲載しています。
- ・ダイヤ改正に伴うマイ時刻表の自動更新はできません。お手数ですが、ご自身で修正いただくか、再度申込みをお願いします。

【マイ時刻表の問合せ先】

上越市地域公共交通活性化協議会
(事務局：上越市交通政策課)
〒942-8563 上越市下門前1770番地
電話：025-545-9207
FAX：025-543-2876
E-mail：kotsu@city.joetsu.lg.jp

春日山荘

《行き（平日）》 路線バス



7. 春日山・佐内線		
直江津行き		
春日山団地	→	春日山荘前
9 : 28		9 : 31
160 円		

《帰り（平日）》 路線バス



7. 春日山・佐内線		
中央病院行き		
春日山荘前	→	春日山団地
12 : 31		12 : 34
160 円		

46

上越総合病院

《行き（平日）》 路線バス



11. 謙信公大通り循環線		
春日山駅行き		
春日山団地	→	上越総合病院
9 : 02		9 : 17
9 : 55		10 : 10
11 : 15		11 : 30
13 : 02		13 : 17
14 : 52		15 : 07
210 円		

《帰り（平日）》 路線バス



11. 謙信公大通り循環線		
春日山駅行き		
上越総合病院	→	春日山団地
11 : 46		12 : 02
13 : 33		13 : 49
15 : 23		15 : 39
16 : 33		16 : 49
210 円		

《公共交通をお得に利用しましょう》

- ★ 日中に路線バスを利用する場合は、サンシャイン回数券がお得！
- ・ 平日の9時～16時の間に降車する際に利用できます。
- ・ 1,000円（1,250円分）、2,000円（2,500円分）の2種類を販売しています。
- ※土曜・日曜・祝日、8月15日・16日及び12月29日～1月3日の間は、時間制限なしで利用できます。

【販売箇所】

高田駅前案内所、直江津駅前、直江津ショッピングセンター前案内所、
頸北観光バス(株)営業所、頸南バス(株)営業所、東頸バス(株)営業所及び路線バス車内

